

## 取引審査申請書

### 1. 輸出・技術提供案件の概要

件名			
研究担当者	所属:	職名:	氏名:
貨物・技術名	(金額):		
該非判定 (1項～15項)	〈貨物〉 <input type="checkbox"/> 輸出令別1: 項 号に該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号)		
	〈技術〉 <input type="checkbox"/> 外為令別表: 項 号に該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号)		
仕向地(国名)	<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> その他		
契約先	名称		
	所在地		
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者( <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ ) 該当性の根拠[ ]	
需要者・利用者	名称		
	所在地		
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者( <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ ) 該当性の根拠[ ]	
用途	内容 ( <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器関連 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義		
	資料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域を除く地域向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合、 ①大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「用途」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「需要者」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③(②が「はい」の場合、)明らかガイドラインに関するチェックリストに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	II. 通常兵器補完的輸出規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、 ①通常兵器補完規制に係る「用途」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②(①が「はい」の場合、)用途要件の除外に関するチェックリストに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> いいえ		
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべきの通知を受けたか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
取引経路			
契約予定	年 月 取引予定		

※契約先又は需要者・利用者が居住者の場合は、様式6「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書」を添付すること

### 2. 取引判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 条件付き承認 <input type="checkbox"/> 承認しない	<input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 包括許可	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 個別許可 <input type="checkbox"/> 許可例外	承認	④
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出／相談				
取引承認条件					
上記判定理由					

該非判定票(貨物用)

貨物名	
-----	--

- ・貨物の内容・性能を法令(外国為替別表、貨物等省令、解釈通達)に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに印を付けてください。
- ・「該当する」に印を付けた項については、法令の関係箇所と貨物の仕様(性能)を比較し、該当すると判断した根拠を別紙に明記してください。
- ・「該当しない」に印を付けた項でも、貨物の性質上その項に近いものである場合には、法令の関係箇所と貨物の仕様(性能)を比較し、該当しないと判断した根拠を別紙に明記してください。

輸出貿易管理令別表の項番	貨物	地域	判定結果		
			該当する	該当しない	別紙判定資料
1	<p>(一) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品</p> <p>(二) 爆発物(銃砲弾を除く。)若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品</p> <p>(三) 火薬類(爆発物を除く。)又は軍用燃料</p> <p>(四) 火薬又は爆薬の安定剤</p> <p>(五) 指向性エネルギー兵器又はその部分品</p> <p>(六) 運動エネルギー兵器(銃砲を除く。)若しくはその発射体又はこれらの部分品</p> <p>(七) 軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品</p> <p>(八) 軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品</p> <p>(九) 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品</p> <p>(十) 防潜網若しくは魚雷防御網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん</p> <p>(十一) 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品</p> <p>(十二) 軍用探照灯又はその制御装置</p> <p>(十三) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品</p> <p>(十三の二) 軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物</p> <p>(十四) 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株</p> <p>(十五) 軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品</p> <p>(十六) 兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(十七) 軍用人工衛星又はその部分品</p>	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
2	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 燃料物質又は核原料物質</p> <p>(二) 原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置</p> <p>(三) 重水素又は重水素化合物</p> <p>(四) 人造黒鉛(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置</p> <p>(六) リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置</p> <p>(七) ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品((三十一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(八) ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品</p> <p>(九) ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属</p> <p>(十) 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置</p> <p>(十の二) 三酸化ウラン、六ふっ化ウラン、二酸化ウラン、四ふっ化ウラン、金属ウラン、四酸化ウラン、二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふっ化プルトニウム、四ふっ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品</p> <p>(十一) ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十二) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 数値制御を行うことができる工作機械</li> <li>2 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)</li> </ol> <p>(十三) 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの部分品若しくは附属装置</p> <p>(十四) アイソトピックプレス又はその部分品若しくは制御装置(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十五) ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防護構造のもの</li> <li>2 放射線による影響を防止するように設計したもの</li> </ol> <p>(十六) 振動試験装置又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十七) ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 アルミニウム合金</li> <li>2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品</li> <li>3 マルエージング鋼</li> <li>4 チタン合金</li> </ol> <p>(十八) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品(電子機器の部分品に用いるベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。)</p> <p>(十九) 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質((一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(二十) ほう素一〇</p> <p>(二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質</p> <p>(二十二) アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたつぼ</p> <p>(二十三) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品</p> <p>(二十四) リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品</p> <p>(二十五) タングステン、タンガステン炭化物又はタンガステン合金の一次製品(円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合わせたものに限る。)</p> <p>(二十六) ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品</p> <p>(二十七) ふっ素製造用の電解槽</p> <p>(二十八) ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品</p> <p>(二十九) 遠心力式釣合い試験機(一面釣合い試験機を除く。)</p> <p>(三十) フィラメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置</p>	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無

2	<p>(三十一) ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器</p> <p>(三十二) 核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又はイオン源</p> <p>(三十三) 六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁(三の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三十四) ソレノイドコイル形の超電導電磁石</p> <p>(三十五) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ(三の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三十五の二) スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであつて、ベローズシールを用いたもの(三十五)及び三の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三十六) 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置</p> <p>(三十七) 電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三十八) 放射体を用いる衝撃試験機</p> <p>(三十九) 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品</p> <p>(四十) 流体の速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器</p> <p>(四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 三個以上の電極を有する冷陰極管</li> <li>2 トリガ-火花閉けき</li> <li>3 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品</li> <li>4 パルス用コンデンサ</li> <li>5 パルス発生器</li> <li>6 キセノンせん光ランプの発光装置</li> <li>7 電管の部分品</li> </ol> <p>(四十二) 陽極パルス立上がり時間が短い光電子増倍管</p> <p>(四十三) トリチウム又は重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置</p> <p>(四十四) 放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーター</p> <p>(四十五) 放射線を遮へいするように設計した窓又はその窓枠</p> <p>(四十六) 放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズ</p> <p>(四十七) トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物</p> <p>(四十八) トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置</p> <p>(四十九) 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒</p> <p>(五十) ヘリウム三</p> <p>(五十一) レニウム、レニウム合金又はレニウムタングステン合金の一次製品</p> <p>(五十二) 防爆構造の容器</p>	全地域	□	□	有・無
3	<p>(一) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 反応器</li> <li>2 貯蔵容器</li> <li>3 熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品</li> <li>4 蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品</li> <li>5 充てん用の機械</li> <li>6 かくはん機又はその部分品</li> <li>7 弁又はその部分品</li> <li>8 多重管</li> <li>9 ポンプ又はその部分品</li> <li>10 焼却装置</li> <li>11 空気中の物質を検知する装置又はその部分品</li> </ol> <p>(三) (二)1又は2に掲げる貨物の修理に用いられる組立品又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p>	全地域	□	□	有・無
3の2	<p>(一) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 物理的封じ込めに用いられる装置</li> <li>2 発酵槽又はその部分品</li> <li>3 遠心分離機</li> <li>4 クロスフロー用適用の装置又はその部分品</li> <li>5 凍結乾燥器</li> <li>5の2 噴霧乾燥器</li> <li>6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置</li> <li>7 粒子状物質の吸入の試験用の装置</li> <li>8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品</li> <li>9 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置</li> </ol>	全地域	□	□	有・無

<p>4</p>	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの          (一) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下同じ。)若しくは試験装置若しくはこれらの部分品          (一の二) 無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品          (二) 多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置若しくは推力の方向を制御する装置又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品          (三) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品          1 ロケット推進装置          2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、デトネーションエンジン、複合サイクルエンジン又はターボプロップエンジン          (四) しごきスピニング加工機又はその部分品          (五) 推進薬の制御装置に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの          1 サーボ弁          2 ポンプ          3 ガスタービン          (五の二) (五)2に掲げる貨物に使用することができる軸受          (六) 推進薬又はその原料となる物質          (七) (六)に掲げる貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品          (八) 連続式若しくはバッチ式の混合機(液体用のものを除く。)又はその部分品          (九) ジェットミル若しくは粉末状の金属の製造用の装置又はこれらの部分品          (十) 複合材料、繊維、プリプレグ若しくはプリフォームの製造用の装置又はその部分品若しくは附属品          (十一) ノズルであつて、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるためのもの          (十二) ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置又はその制御装置          (十三) アイソスタチックプレス又はその制御装置          (十四) 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉又はその制御装置          (十五) ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であつて、次に掲げるもの          1 複合材料又はその成型品          2 人造黒鉛          3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉          4 マルエージング鋼          5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼          (十六) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品          1 加速度計          2 ジャイロスコープ          3 1又は2に掲げる貨物を用いた装置          4 航法装置          5 磁気方位センサー          (十七) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置          (十八) アビオニクス装置又はその部分品          (十八の二) ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池(一の項の中欄に掲げるものを除く。)          (十九) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計          (二十) ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置          (二十一) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置          (二十二) ロケット搭載用の電子計算機          (二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器          (二十四) 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置          (二十四の二) ロケット設計用の電子計算機          (二十五) 音波(超音波を含む。以下同じ。)、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置          (二十六) ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレードーム</p>	<p>全地域</p>	<p>□</p>	<p>□</p>	<p>有・無</p>
<p>5</p>	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの          (一) ふっ素化合物の製品であつて、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体を使用するように設計したもの          (二) 削除          (三) 芳香族ポリイミドの製品          (四) チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具          (五) ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(二の項の中欄に掲げるものを除く。)          (六) 金属磁性材料          (七) ウランチタン合金又はタングステン合金(二の項の中欄に掲げるものを除く。)          (八) 超電導材料          (九) 削除          (十) 潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル若しくはこれらの混合物又はふっ化シリコン油を主成分とするもの          (十一) 振動防止用に使用することができる液体であつて、ジプロモテトラフルオロエタン、ポリクロロトリフルオロエチレン又はポリプロモトリフルオロエチレンを主成分とするもの          (十二) 冷媒用の液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリファティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの          (十三) チタンのほう化物又はこれを用いて製造したセラミック粉末          (十四) セラミックの複合材料であつて、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニウム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの          (十五) ポリジオルガノシラン、ポリシラゼン又はポリカルボシラゼン          (十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン          (十七) ビニリデンフルオリドの共重合体、ふっ化ポリイミド又はふっ化ホスファゼン          (十八) 有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(十六)に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(二、四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)          (十九) ほう素若しくはその混合物、ほう素合金若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン(二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	<p>全地域</p>	<p>□</p>	<p>□</p>	<p>有・無</p>

6	<p>次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 軸受又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 数値制御を行うことができる工作機械</p> <p>(三) 歯車製造用の工作機械</p> <p>(四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは附属品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) コーティング装置又はその自動操作のための部分品</p> <p>(六) 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)であつて、次に掲げるもの又はその部分品</p> <p>1 電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの</p> <p>2 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの</p> <p>3 表面粗さを測定することができるもの</p> <p>(七) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置</p> <p>1 防爆構造のもの</p> <p>2 放射線による影響を防止するように設計したもの</p> <p>3 高い高度で使用することができるように設計したもの</p> <p>(八) フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル</p> <p>(九) 絞りスピニング加工機</p>	全地域	□	□	有・無
7	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 集積回路(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品</p> <p>(三) 弾性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置又はその部分品</p> <p>(四) 超電導材料を用いた装置</p> <p>(五) 超電導電磁石(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 一次セル、二次セル又は太陽電池セル</p> <p>(七) 高電圧用コンデンサ(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(八) エンコーダ又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(八の二) パルス出力の切換えを行うサイリスターデバイス又はサイリスターモジュール</p> <p>(八の三) 電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール</p> <p>(八の四) 電気光学効果を利用する光変調器</p> <p>(九) サンプリングオシロスコープ</p> <p>(十) アナログデジタル変換器(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十一) デジタル方式の記録装置</p> <p>(十二) 信号発生器</p> <p>(十三) 周波数分析器</p> <p>(十四) ネットワークアナライザー</p> <p>(十五) 原子周波数標準器</p> <p>(十五の二) スプレー冷却方式の熱制御装置</p> <p>(十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(十七) マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品(一〇の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十八) 半導体基板</p> <p>(十九) レジスト</p> <p>(二十) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は環、砒素若しくはアンチモンの有機化合物</p> <p>(二十一) 磷、砒素又はアンチモンの水素化合物</p> <p>(二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板</p> <p>((十八)に掲げるものを除く。又はインゴット、プールその他のプリフォーム</p> <p>(二十三) 多結晶の基板(十八)及び(二十二)に掲げるものを除く。)</p>	全地域	□	□	有・無
8	<p>電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p>	全地域	□	□	有・無
9	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 電子式交換装置</p> <p>(三) 通信用の光ファイバー</p> <p>(四) 削除</p> <p>(五) フェーズドアレーアンテナ</p> <p>(五の二) 監視用の方向探知機又はその部分品</p> <p>(五の三) 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置又はこれらの部分品</p> <p>(五の四) 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置</p> <p>(五の五) インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品</p> <p>(六) (一)から(三)まで若しくは(五)から(五の五)までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(七) 暗号装置又はその部分品</p> <p>(八) 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又はその部分品</p> <p>(九) 削除</p> <p>(十) 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品</p> <p>(十一) (七)、(八)若しくは(十)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置</p>	全地域	□	□	有・無
10	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部分品(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) センサー用の光ファイバー(九の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) 電子式のカメラ又はその部分品(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 反射鏡</p> <p>(六) 光学部品であつて、セレン化亜鉛若しくは硫化亜鉛を用いたもの又は宇宙用に設計したもの</p> <p>(七) 光学器械又は光学部品の制御装置</p> <p>(七の二) 非球面光学素子</p> <p>(八) レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(八の二) レーザー光を利用して音声を探知する装置</p> <p>(九) 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品</p> <p>(九の二) 水中において磁場又は電場を検知する装置(磁力計又は水中電場センサーを組み込んだものに限る。)</p> <p>(十) 重力計又は重力勾配計(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十一) レーダー又はその部分品(四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十一の二) 光センサーの製造用のマスク又はレチクル</p> <p>(十二) 光の反射率の測定装置又はレンズ若しくは反射鏡の表面の形状の測定装置(非接触型のものに限る。)</p> <p>(十三) 重力計の製造用の装置又は校正装置</p> <p>(十四) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器用の結晶</p>	全地域	□	□	有・無

11	次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) 加速度計又はその部分品 (二) ジャイロスコープ又はその部分品 (三) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置 (四) ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはこれらの部分品又は航空機用の高度計 (四の二) 水中ソナー航法装置又はその部分品(一〇及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (五) (一)から(四の二)までに掲げるものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
12	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) 潜水艇(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (二) 船舶の部分品又は附属装置(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) 水中から物体を回収するための装置 (四) 水中用の照明装置 (五) 水中用のロボット(二及び六の項の中欄に掲げるものを除く。) (六) 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置 (七) 回流水槽 (八) 浮力材 (九) 閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水用具 (十) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
13	次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ガスタービンエンジン又はその部分品 (二) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体又はその部分品 (二の二) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置されるもの (三) ロケット推進装置又はその部分品 (四) 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置 (五) (一)から(四)まで若しくは一五の項(十)に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
14	(一) 粉末状の金属燃料(アルミニウムの粉を含み、四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (二) 火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質 (四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定めるもの (三) 非磁性材料を用いたディーゼルエンジン又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (四) 削除 (五) 自給式潜水用具又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(一、二の項の中欄に掲げるものを除く。) (六) 航空機で輸送することができるように特に設計した土木機械又はその部分品 (七) ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(二、六及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (八) 削除 (九) 催涙剤若しくはしゃみ剤(個人護身用のものを除く。)又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (十) 簡易爆発装置の除去その他の処理のための装置又はその部分品若しくは附属品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (十一) 爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
15	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) 無機繊維又は五の項(十六)に掲げる貨物を用いた繊維を使用した成型品 (二) 電波の吸収材又は導電性高分子(四の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) 核熱源物質(二の項の中欄に掲げるものを除く。) (四) チャネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品 (四の二) 簡易爆発装置を事前に爆発させ、若しくはその爆発を防止するように設計した無線送信装置又はその附属装置 (五) 音波を利用した水中探知装置又はその部分品 (六) 宇宙用に設計した光検出器 (七) 送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のレーダー又はその部分品 (八) 潜水艇であつて、単独で航行できるもの(一の項の中欄に掲げるものを除く。) (九) 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置(一の項の中欄に掲げるものを除く。) (十) ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン又はこれらの部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
16	関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物(一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)	全地域(別表第三に掲げる地域を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無

「該当する」欄が「1」か「0」以上ある  
すべて「該当しない」欄のみ

本件貨物は、以上のとおり輸出貿易管理令別表(第16項を除く。)に該当(します・しません)。  
該当・非該当の判定の下で必要となる法令の関係箇所とその内容は、別紙のとおりです。

事前確認 作成者 所 属 :  
職 名 :  
氏 名 :  
判定者 所 属 : 輸出管理当局等責任者  
職 名 :  
氏 名 :  
判定者 所 属 : 輸出管理委員会  
職 名 : 輸出管理総括責任者  
氏 名 :

承認
承認

該非判定票(技術用)

技術名	
-----	--

・技術の内容・性能を法令(外国為替別表、貨物等省令、解釈通達)に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに印を付けてください。

・「該当する」に印を付けた項については、法令の関係箇所と技術の仕様(性能)を比較し、該当すると判断した根拠を別紙に明記してください。

・「該当しない」に印を付けた項でも、技術の性能上その項に近いものである場合には、法令の関係箇所と技術の仕様(性能)を比較し、該当しないと判断した根拠を別紙に明記してください。

外国為替令別表の項番	技 術	地 域	判定結果		
			該当する	該当しない	別紙判定資料
1	輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
2	(一) 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 数値制御装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
3	(一) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(一)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (二) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(二)又は(三)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
3の2	(一) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(一)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術 (二) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
4	(一) 輸出貿易管理令別表第一の四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。) (三) ロケット又は無人航空機搭載用の電子計算機の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。) (四) オートクレープの使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (五) 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
5	(一) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (三) セラミック又はその材料となる物質粉末又はセラミックの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (四) ポリベンゾアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (五) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (六) 削除 (七) 複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (四の項の中欄に掲げるものを除く。) (八) 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (四の項の中欄に掲げるものを除く。)	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
6	(一) 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(二の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) 数値制御装置又はコーティング装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(二の項の中欄に掲げるものを除く。) (四) 金属の加工用の装置又は工具(型を含む。)の設計又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)から(三)までに掲げるものを除く。) (五) 液圧式引張成形機(その型を含む。)の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((四)に掲げるものを除く。)	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
7	(一) 輸出貿易管理令別表第一の七の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 輸出貿易管理令別表第一の七の項(十六)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (三) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((一)及び四の項の中欄に掲げるものを除く。) (四) 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。) (五) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。)	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無
8	(一) 輸出貿易管理令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。) (二) 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)	全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有・無

9	(一) 輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 輸出貿易管理令別表第一の九の項(一)から(三)まで又は(五)から(六)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) 通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(七の項の中欄に掲げるものを除く。) (四) 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(七の項の中欄に掲げるものを除く。) 	全地域	□	□	有・無
10	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項(二)若しくは(九)から(十一)まで又は一五の項(七)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) 光学部品の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。) (四) レーザー発振器の試験装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。) (五) 削除 (六) レードームの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。) (七) レーザー光に対する物質の耐久性の試験を行うための装置又はその試験に用いる標的の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 	全地域	□	□	有・無
11	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項(一)から(四の二)までに掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) 削除 (四) アピオクス装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。) 	全地域	□	□	有・無
12	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (三) プロペラの設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び(二)並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。) 	全地域	□	□	有・無
13	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (二) 輸出貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び(二)並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (四) 航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (五) ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一四の項の中欄に掲げるものを除く。) 	全地域	□	□	有・無
14	輸出貿易管理令別表第一の一四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域	□	□	有・無
15	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 削除 (三) 音波を利用した水中探知装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (四) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (五) ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (五の二) 水中ソナー航法装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((三)に掲げるものを除く。) (六) ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 	全地域	□	□	有・無
16	関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)	全地域(輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域を除く。)	□	□	有・無

「該当する」欄が「か所以上ある」  
 すべて「該当しない」欄のみ

本件技術は、以上のとおり外国為替別表(第16項を除く。)に該当(します・しません)。  
 該当・非該当の判定の下で必要となる法令の関係箇所とその内容は、別紙のとおりです。

事前確認 作成者 所 属 :  
 職 名 :  
 氏 名 :  
 判定者 所 属 :  
 職 名 : 輸出管理部局等責任者  
 氏 名 :  
 判定者 所 属 : 輸出管理委員会  
 職 名 : 輸出管理総括責任者  
 氏 名 :

承認
承認



## 大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「用途」チェックリスト

(輸出令別表第3の地域を除く地域向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合)

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが契約書又は入手した文書・記録媒体や相手先ホームページに記載、記録されているか、また、相手先等から連絡を受けたかについても確認すること。(どちらかに○を付けること。)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ	
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ

## 通常兵器補完規制に係る「用途」チェックリスト

(国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2の国・地域)向けの場合)

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが契約書若しくは入手した文書・図面、相手先ホームページ又は電磁的記録媒体に記載、記録されているか、また、相手先等から連絡を受けたかについても確認すること。(どちらかに○を付けること。)

通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。))の 開発、製造又は使用
---

はい・いいえ
--------

「はい」の場合は、「用途要件の除外に関するチェックリスト」の確認を行うとともに、許可申請が必要か否かを最終判断するため、審査担当者は輸出管理統括責任者に連絡すること。

## 用途要件の除外に関するチェックリスト

「通常兵器補完規制に係る「用途」チェックリスト」において「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。(どちらかに○を付けること。)

	①当該輸出貨物を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置(同活動に付随して防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法第百条の五に基づく国費等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑥自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑦自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑧自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑨自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑩国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急援助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
用 途 要 件 の 除 外	⑪国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)に基づく国際平和協力業務(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑫重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑬重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑭武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の活動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う。	はい・いいえ

⑮武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
⑯海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動(当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
⑰国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)に基づく協力支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
⑱令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ

(別表)

- 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
  - 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
  - 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
- 二 産業用の発破器
- 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「需要者」チェックリスト  
 (輸出令別表第3の地域を除く地域向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合)

①外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに○を付けること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

「はい」の場合は、「明らかガイドライン」のチェックを行うとともに、許可申請が必要か否かを最終判断するため、審査担当者は輸出管理統括責任者に連絡すること。

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先等から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに○を付けること)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

「はい」が一つでもあった場合は、「明らかなき」を判断するためのガイドラインに関するチェックリストを確認するとともに、許可申請が必要か否かを最終判断するため、審査担当者は輸出管理統括責任者に連絡すること。

おそれ省令（核兵器等）第2号及び第3号又はおそれ告示（核兵器等）第2号及び第3号に  
定める「明らかなき」を判断するためのガイドラインに関するチェックリスト

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩輸送等における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－

外国ユーザーリスト 掲載企業・組織	⑰外国ユーザーリスト(最新のもの)に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」(最新のもの)1.(3)1)に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること)が一致しない。	はい・いいえ・ー
その他	⑱その他取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者から明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・ー

## 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の

## 遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

兵庫県公立大学法人

兵庫県立大学 御中

年 月 日

住所

氏名

(自筆署名又は記名押印)

私は、兵庫県立大学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、兵庫県立大学の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

## 記

私は、

- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者